

就労制限の対象となる難民認定申請者について



就労制限の対象となる人とは

2018年1月15日から開始した新たな運用において、**就労制限の対象となる難民認定申請者は、申請案件の振分けの結果、A案件、B案件のいずれにも該当しないとして、D案件に振り分けられた初回申請者のうち、次の2つのタイプのいずれかに該当する人(D1)です。**

◆ (D案件に振り分けられた人のうち、) 本来の在留資格に該当する活動を行わなくなった後に難民認定申請を行った人

具体例

- ・ 在留資格「技能実習」を有する人が、実習先から失踪・所在不明となり、又は技能実習計画を終了した後に難民認定申請を行った場合
- ・ 在留資格「留学」を有する人が、留学先の教育機関を退学若しくは除籍となり、又は卒業した後に難民認定申請を行った場合
(注) 「短期滞在」及び入管法別表第二の在留資格を有する者は対象外

就労を制限する理由

- ・ 本来の在留資格に該当する活動(技能実習、留学など)を続けながらも難民認定申請ができるにもかかわらず、当該活動を止めて、在留する根拠を喪失した後に申請していることから、就労や在留の継続を目的とした濫用・誤用的な申請の可能性が高い。
- ・ 「技能実習」及び「留学」からの申請者の入国から申請までの平均期間は、約23月であり、一定程度の生活費を有していると考えられる。
(参考) ・ 「技能実習」からの申請者の99%以上は、本国の政府、地方公共団体又はそれらの関係機関からの推薦を受けて入国した者
・ 「技能実習」からの申請者の約80%が失踪又は所在不明の後の申請、「留学」からの申請者の約68%が退学・除籍等の後の申請(平成29年上半年期)

◆ (D案件に振り分けられた人のうち、) 出国準備期間中に難民認定申請を行った人

具体例

- ・ 出国準備期間としての「短期滞在」又は「特定活動」の在留資格を有する人が難民認定申請を行った場合
(注) 出国準備期間は、現に有する在留資格での在留継続が困難な場合に、自ら本邦からの出国意思(帰国意思)を表明し、出国準備を目的とする在留資格を希望した場合に付与されるもの

就労を制限する理由

- ・ 自ら帰国する意思を表明したにもかかわらず、その後短期間の内に難民認定申請していることから、就労や在留の継続を目的とした濫用・誤用的な申請の可能性が高い。

更なる見直し後の在留資格上の措置について(初回申請者)

難民認定申請

振分け

処分

振分け期間	分類	振分け後
・2月以下の在留期間 (振分け期間が必要な場合) ・就労不可	A	⇒判明後、速やかに「特定活動(6月、就労可)」を付与
	B	⇒在留制限
	D	D1 本来の在留活動を行わなくなった後に難民認定申請した人、又は 出国準備期間中に難民認定申請した人 ⇒就労制限:「特定活動(3月、就労不可)」
		D2 D1以外の人 ⇒申請等から6月以内:「特定活動(3月、就労不可)」を2回許可 申請等から6月経過後:「特定活動(6月、就労可)」

【振分けの分類】

- A案件:** 難民条約上の難民である可能性が高いと思われる案件、又は、本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件
- B案件:** 難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件※
- C案件:** 再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件※
- D案件:** 上記以外の案件
※ 人道配慮の必要性を検討する必要がある場合はD案件とする。